

オケージョナル・ペーパー No.117

明治16年農商務通信規則の史的系譜

— 農事通信三規則との比較を中心に —

2021年2月

法政大学

日本統計研究所

オケージョナル・ペーパー No.117

明治16年農商務通信規則の史的系譜

-農事通信三規則との比較を中心に-

2021年2月

法政大学

日本統計研究所

明治16年農商務通信規則の史的系譜

-農事通信三規則との比較を中心に-

森 博美*

はじめに

日本統計研究所編『日本統計発達史』(以下、『発達史』)は、日本の生産統計の整備過程について、明治16(1883)年(以下、年の表示は明治)12月農商務省達第21号による[農商務通信規則]の制定を新たな段階に入る画期と捉え、その先行規定である10年内務省達乙第72号に基づいて実施された物産調査までを「幼年期」にあたるという統計調査史の段階区分を示している[『発達史』65頁]。また、わが国の明治期以降の政府統計の展開をその時々の社会的関心事や政府における政策課題さらには統計の理論的・調査技術的発展と関連づけて捉える鮫島龍行は、16年の[農商務通信規則]の制定の意義について、「わが国産業統計の体系化の第一歩を印した」だけでなく、統計調査方式としても「維新以来の伝来的な数字的報告形式の拡大延長のひとつの頂点」をなすものとして評価するとともに、16年の[農商務通信規則]から27年のその改正にいたる10年を「前近代的統計情報徴集方式としての表式調査体系の完成期」としている[相原・鮫島53-54頁]。

10年8月11日の内務省達乙第72号を掲載した『法令全書』にはその欄外に「16年農商務省第21号達参看、同年12月以降廃止」[『法令全書』411頁]と記されている。このことは、農商務省達第21号による[農商務通信規則]が法制度上は10年内務省達乙第72号の後継規定にあたることを意味する。

筆者は[森2020b]において、16年[農商務通信規則]の規定内容について、10年内務省達乙第72号に「別紙」として付記された[農産表編成例言]と11年11月26日付で内務省勸農局長が各府県に対して発した[府縣通信假規則]における条文の比較考察を行った。そこでの比較検討結果からは、16年[農商務通信規則]の規定内容が「農産表編成例言」とは大きく異なり両者の規定内容の間には報告徴集制度としての継承性はほとんど認められないこと、また規定内容には多くの点で[府縣通信假規則]との類似性が見られることを確認することができた。

[農商務通信規則]の性格についてわが国の農林統計の正史は、「農商工山林に関する事件を、府県庁および通信員から定期報および臨時報によって主務局に報告することを規定したものであって、単に統計事項だけでなく、「地方庁の調査書、会社の規則や報告書」、「有功者の事蹟」、「改良、発明、試験の成績」、「共進会、集談会等の状況」などまで、およそ勸業に必要とみられる各般の報告が求められている」[『農林統計史』18頁]としている。さらに、農林統計の史的展開を内務省勸業寮・勸農局、農商務省、農林省によるその時々の農業行政における政策的関心事項と関連づけて考察する原政司は、[農商務通信規則]の成立について、10年以来内務省勸農局が所管してきた農事通信制度との関連も踏まえ、それらが「物産商統計と農事通信が集大成され、新たに農家や土地等に関する諸調査項目を加えて、農業統計としての内容外形を一応整えたもの」として、そこに現代農商務統計の成立を見ている[原54頁]。

7年の内務省勸業寮による「勸業報告」制度は、その後勸農局、さらに14年に農商務省が設置されてからは同省の農務局へと継承される。その間内務省勸農局では10年に[府縣

* 法政大学名誉教授・法政大学日本統計研究所名誉研究員

通信假規則]をまた 13 年には[内國農事通信規則]、さらに 16 年には農商務省農務局長名で各府県庁に「農事通信手續」を通知することで制度の実効性を図っている。

16 年の[農商務通信規則]が[府縣通信假規則]から制度的規定の多くの内容を継承していることは[森 2020b]ですでに考察したとおりである。勸農局による「内國農事通信規則」さらには農商務省農務局による「農事通信手續」もまた[府縣通信假規則]と同様に「勸業報告」制度に基づく報告・情報徴集を根拠づけるものと考えられる。この点を考慮すれば、16 年の[農商務通信規則]の成立には[府縣通信假規則]だけでなく[内國農事通信規則]や[農事通信手續]も少なからず影響を及ぼしているのではないかと考えられる。

そこでまず第 1 節では農商務省が新たに 16 年達第 21 号[農商務通信規則]によって農商務報告徴集を行うに至るまでの内務省勸業寮以降の通信・統計所管組織の変遷について概観する。また第 2 節以下では 10 年内務省達乙第 72 号による[農産表編成例言]さらには[府縣通信假規則]、[内國農事通信規則]、[農事通信手續]と 16 年[農商務通信規則]とを条文レベルで比較考察することで農事通信制度の根拠規定としての特徴を明らかにしてみたい。

1. 通信・統計所管組織の変遷—内務省勸業寮から農商務省官房まで—

(1) 内務省勸業寮・勸農局

「専ラ内治ヲ整へ、カヲ根基ニ盡シテ、體裁ノ虚文ヲ講セズ、奇功ヲ外事ニ求メズ、民産ヲ厚殖シ民業ヲ振勵スルコトニアリト信ジ、乃チ鞠躬奮勉、其責ヲ盡サン」[『輯録』 24 頁]として明治 6 年 11 月に創設された内務省に勸業寮が設けられたのは翌 7 年 1 月のことであった。7 月 17 日に勸業寮が内務省布達甲第 18 号を通達するにあたり権頭の河瀬秀治はそれまでの 5 年 3 月 13 日大蔵省第 37 号及び 6 年 12 月 28 日大蔵省第 187 号の各布達による府県管内物産取調べに「明瞭ナラサル廉モ有之候」[『輯覧』 34 頁]として新たな雛型書式を示すとともに「物産調査凡例緒言」を各府県に提示している[『輯覧』 35～45 頁]。

8 年 11 月 25 日の内務省章程はその第 44 条で「全國農商ノ景況勸業ノ統計ヲ公報スルコト」[『輯録』 28 頁]を規定し、同省は 9 年 1 月 12 日の勸業寮職制及事務章程によって勸業寮内に「人民ノ産業ヲ勸メ或ハ之ヲ保護スル等」[『輯録』 29 頁]を所管する部署として第 1 課から第 10 課までの各課を設置した。なお、事務章程の第 23 条には「毎歳各地方物産ノ員數及其價格ヲ統計シ一覽表ヲ編製スル事」[『輯録』 30 頁]が規定されている。また同年 9 月には勸業寮の分課改定が行われ、編輯、報告、照査、製表の四つの掛を持つ編纂課が設けられた。なお、10 月に各課・掛長に提示された勸業寮の各課處務假條例によれば、①全寮ノ諸簿冊ヲ編輯整頓シテ之ヲ總括保存スル事、②寮中一切ノ實務ヲ精細檢閲シ其要旨ヲ摘抜シテ年報ヲ編製スル事、③勸業上諸般ノ報告書ヲ編製スル事、④和漢洋ノ諸書ニ索メテ勸業有益ノ件ヲ摘録スル事、⑤臨時ノ編輯及ヒ海外ノ往復文書ヲ掌ル事、⑥各地方ノ物産其他ノ諸表ヲ製スル事、の各業務を編纂課は所管することになった[『輯録』 36-37 頁]。また、編纂課處務假條例は物産調査の実施について、「毎歳各府縣ヨリ進達セル所ノ物産調書ヲ精密ニ點檢シ各種品ヲ類別シ其數量通價ヲ付シ全國一般ノ物産表ヲ完成シ之ヲ圖書局ニ送り刊行シテ和製洋製綴ノ冊子トナシ正院及本省へ上呈シ外務大蔵兩省ヲ始メ各府縣并海外在留公使領事及我國在留各國ノ公使領事等へ頒賦シ又書肆ノ請願ニ任セ發賣ヲ許ス等ノ手續ヲナスヘシ」[『輯録』 43 頁]と規定している。このように明治 9 年当時物産調査の主務部局は勸業寮編纂課であった。

10 年 1 月に勸業寮は勸農局へと改められ同局には五つの課が設けられた。それに伴い旧編纂課は修成、通報、翻訳、製表、簿書の五つの掛からなる報告課へと改められた。報告課の所管業務を規定した事務假章程には、「各地方郡村ノ産品人民生業ノ方ヲ調査シ從ツテ農家物産表ヲ編成スル事」と物産表の作成業務が明記されている。ただ、報告課はそれ以外にも農書の編製、他課による刊行物の点検、翻訳、勸農上の要件の地方への報告、農事についての府県との情報の共有等の業務も所管していた[『輯録』 49 頁]。ただし、報

告課の處務假條例によれば、「毎歳各府縣ヨリ進達セル所ノ農産調書ヲ集成シテ刊行上呈ノ手續ヲ為シ外務大藏兩省ヲ始メ各府縣へ頒布スヘシ」と農産表の作成を規定しているのに加え、「動植物産ノ景況試験ノ成績」や内外から収集した「勸農上要用ノ件」を収録した「勸農報告書」の編輯及び地方への頒布等もまた同課の業務に含まれている。さらに假條例は、勸農局と地方との情報交流の制度的根拠についても、「各府縣トノ通信往復ノ手續ハ都テ通信假規則ニ從ヒ…全國農事ノ氣脈ヲ聯絡セシムルコトヲ謀ルヘシ」と規定している[『輯録』 52 頁]。

その後 13 年 3 月に勸農局は 7 課・1 掛編成に、また同局の報告課には通信、編輯、統計、簿冊の各掛が置かれそれまでの五掛から四掛編成へと改められた。新たに定められた勸農局處務條例によれば、通信掛が農事に関する各種情報を収集し『農事月報』や『農事年報』の作成を、また統計掛は各府県からの報告に基づく農産表の作成、頒布を担当し、そのための物産調査を所管するものとなっている[『輯録』 60 頁]。ただ、勸農局では報告課の通信掛と統計掛が農事に関する報告徴集を行っていただけでなく、同課以外の部署でも勸農情報の収集が行われていた。ちなみに、『農事月報』の第 6 号(明治 12 年 10 月)附録に所収されている「勸農局主務目的及臨時事業要目」は、全国を 12 の農区に区分し「每區擔當委員ヲ派出シ實際ノ情況ヲ視察セシメ又老農篤志ノ人ヲ選ビ農事上ノ會議通信ヲ興シ通信ハ勸業課ヲ經テ之ヲ本局ニ報シ會議ハ郡ニ發シ縣ニ及ビ農區共進會ヲ設ケ以テ全國ノ農事ヲ興起」[『輯録』 63 頁]せしめることを同局の主務として、農事會議、農区會議、農区共進會を組織、開催するとともに、農事通信として各地方毎郡から熟達者あるいは篤志家数名を農事通信員に指名し農業の景況を報道させるとともに局側から討議を求めるなど農事に関する氣脈を通じることその業務としている[『輯録』 64 頁]。

このように、内務省勸農局では報告課統計掛が 10 年 8 月 11 日の内務省達乙第 27 号を根拠規定として物産調査業務に従事する一方、通信掛でも『農事月報』や『農事年報』の編纂と関連して、さらには勸業課が勸農に重点を置いた形で地域の老農や篤志家などから独自の情報収集を行う仕組みを保有しているなど、勸農局内にはそれぞれ性格を異にするいくつかの報告徴集の仕組みが併存していた。

(2) 農商務省における通信業務所管部門－農務局報告課から総務局報告課まで

(i) 農務局報告課

5 年に工部省勸工寮が廃止されて以降は工業に関する報告徴集を統一的に所管する部門は存在しなかった。また、7 年以降は商船に関しては内務省駅通局が、農事については勸農局、そして商事については大蔵省商務局がそれぞれ分掌してきた。そのような中で、「農商ニ關スル事務ヲ一省ニ集合」することを求めた 13 年 11 月の大隈・伊藤両參議の建議を受けて農商務省が創設されたのは 14 年 4 月のことであった。

農商務省の創設を受けて制定された事務章程によれば、同省には書記局、農務局など八つの局と農商工上等會議が設けられた。また事務章程は各局の所管業務を規定しており、「農業上ノ統計ニ關スル文書の採集」を農務局が、また「商業上ノ統計」は商務局、さらに「工作上ノ統計」については工務局がそれぞれ分掌するものとしている。なお書記局は、「卿輔官房ノ事務」等のほか「他局ノ主務ニ屬セサル事件」の処理業務を所管するとしている。また、農務局の各課長分課等達農第 4 号によって農務局には通信、編輯、統計、簿冊の四つの掛からなる報告課が設置されている[『輯録』 69 頁]。農務局は旧内務省勸農局の後継部局にあたり、報告課には勸農局報告課が所管していた統計業務が継承されたものと考えられる。

同年 6 月 25 日の農商務省各局處務規程によれば、同省では書記局庶務課が「各局ノ主管ニ屬セサル庶務ヲ掌理ス」とされ、農務局では報告課が「内外農事ノ通信報告物産ノ統計及反譯等ノ事務ヲ掌理ス」となっている[『輯録』 72 頁]。また職務、庶務、記録の三つの課からなる書記局は同年 11 月には職業課と常務課の 2 課へと統合改組され、新たに「圖書記録ノ保管」その他「他局ノ主務ニ屬セサル事件」の処理を所管する記録、庶務、往復の 3 課からなる庶務局が設置された。ちなみに 14 年 11 月 19 日の農商務省各局處務規程に

は、記録課の所管業務として「省中一切ノ圖書記録ヲ保管シ外國書ヲ翻譯シ年報編輯及書籍刊行等ノ事務ヲ掌理ス」〔『輯録』 74～75 頁〕と記されている。また、農務局各課掛の事務取扱事項を規定した 15 年 7 月の農務局各課事務條項は、当時農務局報告課に置かれた通信、統計、纂集⁽¹⁾の各掛の所管業務を規定している。そこでは農産表の作成は統計掛の、一方「各地農事ノ景況物産ノ盛衰等ニ關スル質問應答」や農事月報の編輯は通信掛の所管業務とされている〔『輯録』 77 頁〕。

(ii) 庶務局統計課

15 年 10 月には庶務局に統計課が設置された。統計課の所管業務について同課の處務規程は、本省主管事務に関する統計表の整頓、各局掛所の統計表様式の審査・改良、農商務省統計全書及び各局掛所が主管しない統計表の編製、統計事項改良等のための各局掛所主任官吏會議の開催等と規定している〔『輯録』 79～80 頁〕。

16 年 7 月 10 日の農務局處務規程の〈別紙〉によれば、「内外農事ノ通信報告物産ノ統計及反譯等ノ事務ヲ掌理」する報告課では統計掛が「農事ニ關スル内外ノ統計表」の徵集並びに「農事ニ關スル諸般ノ統計表」の作成業務を担うとされている。なお、11 年 3 月以来内務省勸農局が刊行してきた『農事月報』の編輯業務は農商務省では農務局報告課通信掛が担当していたが、15 年 6 月に『農事月報』が『農事報告』に改められたのを契機にその纂修業務が纂修掛へと移管された〔『輯録』 82、286 頁〕。

(iii) 書記局第三課

18 年 1 月 26 日に農商務省各局處務規程が改定され 2 月から施行されることになった。これに伴って庶務局統計課と農務局報告課は廃止され、「全省ノ統計事務」は書記局の第三課が「内外ノ通信広報發行事物統計ノ事務ヲ調理シ及海外ノ文書翻譯ノ事務」としてすべて所管することとなった〔『輯録』 3 頁〕。なお、第四課の所管業務について處務規程は、「省中ノ業務ニ係ル既往ノ事蹟及現況ヲ調査シ参考ニ供スヘキ事」と規定している。

(iv) 官房統計課

さらに 18 年 12 月 28 日には農商務省の機構改革によって書記局と庶務局が廃止され、同省には官房が新設されたほか農務局など 8 局編成へと改められた。農商務省處務規程によれば官房には書記官、参事官、秘書官の他に庶務課、統計課、鉦山課が設けられた。このうち統計課は旧第三課から「内外通信事物統計広報發刊官報報告圖書記録及海外文書翻譯ノ事」を継承所管することとなった〔輯録 87 頁〕。また、19 年 1 月 27 日の農商務省事務條項は統計を官房の分掌業務の一つとして、「内外ノ報告」とともに「農商務通信規則ニヨリ質問應答」を掲げている〔『輯録』 87 頁〕。

(v) 総務局報告課

各省の官制を定めた 19 年 2 月 26 日の勅令第 2 号によれば、農商務省では通則第 36 条によって総務局には文書課、往復課、報告課、記録課が、さらに同省官制第 4 条によってこれらに分析課と博覧会課を加えた全体で六つの課が設置された〔『法令全書』 19 卷ノ 1、6、58 頁〕。そして通則第 39 号は「各局課ニ就キ統計報告ノ材料ヲ採輯シ統計報告ヲ調整シテ大臣ノ査閲ニ供シ官報掲載ノ事項ヲ官報局ニ送致スル事」を報告課の業務内容として規定している〔『法令全書』 19 卷ノ 1、7 頁〕。これにより報告課はそれまで官房統計課が所管していた統計作成業務を継承し、またそれまで官房庶務課が所管していた記録事務は総務局記録課が引き継ぐこととなった。

19 年 5 月 12 日の報告課處務順序は、これらの課が所管業務とする統計事務と通信事務の内容について記載している。このうち統計事務については、「三 農商工水産山林ニ係ル統計當省令第 1 號農商務通信事項様式ニ依リ北海道廳各府縣ヨリ材料ヲ徵收スヘシ」、「五 徵収シタル材料ハ之ヲ調理シ盛衰消長ノ理由ヲ詳ニシテ統計表ヲ製シ大臣次官總務局長及主務局課所ノ閲覽ニ供スヘシ」、「六 前條ノ統計表ハ農商務統計書ト題シ毎年 1

(1) 15 年 12 月 9 日の農務局事務條項改定の〈別紙〉では纂修掛と表記されている〔『輯録』 80 頁〕。

回印刷シテ諸官廳及郡區役所ニ頒布スヘシ」、「十一 農商務通信規則ノ内統計ニ關スル事項ハ統計主査員之ヲ主管シ臨時報及概況表景況報道ノ如キハ通信主査員之ヲ主管ス」といった諸業務が、また通信事務に関しては「一 農商工水産山林等ニ係ル内外ノ報告ヲ收受シテ本省省務ノ参考ニ供シ其他農商工水産山林等ニ就キ内外ノ質問及應答ノ事務ヲ處分スヘシ」、「三十六 府縣及通信員等ヨリ農商工水産山林等ニ關スル質問ヲ受ケタルトキハ直ニ主務局ニ依頼シテ質問事項ノ調査ヲナシ之ニ據リテ更ニ應答ノ文案ヲ草シ關係ノ各局合議ノ上回答スヘシ」といった諸業務となっている〔『輯録』 92 頁〕。

(vi) 総務局第二課

農商務省ではその後の組織改編に伴って業務の再配置が実施された。それまで総務局に設置されていた六つの課は第一～四課へと統合再編された。それにより報告課と記録課がそれぞれ行ってきた業務は第二課の所管となった。ちなみに 23 年 7 月 15 日の農商務省各局分課規程には、「統計報告ノ材料ヲ採輯シ統計報告ヲ調製シ大臣ノ査閲ニ供」することを第二課の業務の一つとして掲げられている〔『輯録』 95 頁〕。

小括

明治初期、民部官・民部省、大蔵省において開始された物産調査は明治 7 年に内務省勸業寮、さらに 14 年以降は農商務省へと引き継がれる。それに伴い当初は徴税行政のための報告徴集制度という性格を持っていた業務は、新たに勸業・勸農行政に組み込まれた農事通信制度へと変貌を遂げる。勸業・勸農行政においては統計による農商工の実情把握だけでなく内外の知識や先進技術情報の導入・普及もまた大きな政策的意義を持つことになる。そのため、老農や篤志家等による先進的事業や内外の文献資料の翻訳等の紹介さらには道府県あるいは通信員からの質疑への対応ならびに結果の全国的共有もまた勸業・勸農主務機関にとっては不可欠の業務とされてきた。そのような中で物産調査も初期の徴税のための実情把握を目的とした農産物を中心とした産高調査から勸業・勸農を目的とした農事通信制度としての報告徴集へと次第にその性格を変容させることになる。

農商務省では農務局が内務省勸農局から物産調査に係る報告徴集業務を継承した。ただ、同省ではそれ以外にも各部局が勸業に係る多様な情報収集を行っている。そのような中で物産調査は、勸業政策に寄与するものと期待される様々な統計以外の情報の徴集並びに主務部と地方との情報共有を軸とする農事通信制度の一分枝として位置づけが改められる。ただ、本節(2)でもみたように物産調査は、農商務省にその所管が移った後も、当初は勸農行政を主管する農務局が所管していたが、その後は書記局、庶務局、そして官房へと相次いで移管される。その過程で、当初の勸農政策と事実上一体化していた物産調査に係る報告徴集から、その後は同省の政策行政との関係性を次第に希薄化させていくことになる。

2. 農産表編成例言と農商務通信規則の規定内容にみる非継承性

内務省達乙第 72 号(10 年 8 月 11 日)による[農産表編成例言]を根拠に実施されてきた物産調査は農商務省達第 21 号(16 年 12 月 28 日)によって新たに[農商務通信規則]が制定されたことに伴い同年末で廃止され新たな通信制度へと移行する。本節では 10 年内務省達乙第 72 号と制度的にそれを後継したとされる 16 年農商務省達第 21 号による通信制度の関連性について、それぞれの達に別紙として添付されている[農産表編成例言]と[農商務通信規則]の規定内容を比較しつつ考察する。

表 1 は、本稿末に【資料】として掲げた[農産表編成例言]、[府縣通信假規則]、[内國農事通信規則]、[農事通信手續]、それに[農商務通信規則]のうち[農産表編成例言]と[農商務通信規則]の各条項の項番を制度カテゴリー別に整理し対比したものである。

表1 農産表編成例言と農商務通信規則の各条文の対応状況

	農産表編成例言	農商務通信規則
目的	第一	前文
報告体制		第1條
		第7條
		第9條
	第六	
通信員		第10條
報告の種類	第二	
	第三	
	第四	
	第五	
		第2條
		第4條
		第3條
通信以外の報告		第8條
	第十	
報告の留意事項	第七	
	第八、第九	
	第十一	
		第6條
		第5條

以下に目的、報告体制、通信員、報告の種類、通信以外の報告、報告の留意事項の各制度カテゴリーについて、該当する条文の規定内容を比較検討してみることにする。

(1) 目的

内務省達乙第72号は[農産表編成例言]の第一で物産調査による報告徴集の目的を、「全國必要ナル農業上ノ産出物ニ就テ其播種地、産額通價ノ増減ヲ徴」することにあるとしている。ここで報告徴集の対象を「農業上ノ産出物」に限定している点について達乙第72号は、「當省七年甲第拾八號達シニヨリ取調來候物産表之儀ハ品類繁雜ニ涉リ地方ノ勞費ヲ増シ候ニ付今般更ニ改正先ツ一般生産ニ緊要なる農産物ヲ選ヒ種類節減」[『輯覽』59頁]するものと記している。一方、[農商務通信規則]には直接的に調査の目的を規定した条文は設けられておらず、農商務省達第21号が、「農商工山林ノ盛衰消長ヲ詳悉スヘキ為メ生産消費ノ數量ヲ調査スルハ勸業ノ要務」であり「遍ク全國通信ノ氣脈ヲ連絡」するために[農商務通信規則]を定めるとしているだけである。

物産調査の根拠法規としては[農商務通信規則]の先行規定にあたる[農産表編成例言]では、あくまでも農業生産物に限定する形で産高や作物の栽培面積並びにその増減を把握することを目的としていた。これに対して[農商務通信規則]の場合、「農商工山林」すなわち農林業だけでなく広く商業、工業までも包含した諸産業の動向の把握といったより広範囲にわたる報告徴集をその目的として設定している。

さらに両者の違いはこのような対象範囲の広狭だけでなく、通信制度による情報の流れにもみられる。なぜなら、[農産表編成例言]が農産表の編成を目的とした報告徴集となってい

るのに対して、[農商務通信規則]の場合には主務機関による地方からの報告徴集だけでなく、主務機関側からの獲得情報の普及といった情報流れに見られる双方向性を内蔵する形で通信制度が構築されているからである。その意味では、達第 21 号が謳う同規則の設置目的を[農商務通信規則]のいわば前文とみなした場合、表 1 にも示したように、[農産表編成例言]の第一に規定された内容と[農商務通信規則]の前文にあたる部分との間には、いわば具体的な条文レベルでの継承性は認められない。

(2) 報告体制

[農商務通信規則]は、報告当事者である府県庁・通信員から主務局への報告徴集だけを定めたものではない。第 1 条は[農商務通信規則]を通信制度の根拠規定として定めたものであるが、そこでは通信は府県庁・通信員と主務局との間の双方向性を持つものとされている。府県庁・通信員は報告の当事者であるだけでなく第 7 条によって主務局への質問権者でもあり、このような府県庁等からの農務に関する情報提供の要求に対して主務局による応答義務を第 1 条は課している。また、[農商務通信規則]は通信形態についても規定しており、第 9 条がこのような通信制度に基づき通信員が主務局との間でのやり取りは文書によるものとし、府県庁とも情報を共有すべきとされている。このように、[農商務通信規則]は、単に農産表の編成に特化した報告徴集制度の根拠規定としてではなく、「農商工山林」というより広範な「事件」を対象とししかも主務局と府県庁さらには通信員も含めた双方向的情報流通として通信制度を位置づけている。

一方、[農産表編成例言]には上述したような通信に係る情報の流れを規定したような条文は全く見られない。そこではわずかに第六が、物産の調査対象境域として郡を基本単位とし、郡界との間に乖離が見られる場合には「本管」に限定して把握を行うことを規定しているだけである。

(3) 通信員

[農産表編成例言]には府県とともに報告業務の担い手である通信員に関する規定は設けられていない。わが国の物産調査の根拠規定で初めて通信員に関する事項が条文として登場するのが[農商務通信規則]である。そこでは第 10 条で通信員を「各府縣ニ於テ適宜相設ケ・當省へ届出ツヘシ」と規定している。[農商務通信規則]は通信員の設置を府県に委ねており、府県庁ではその者の「族籍姓名住所」を主務官庁である農商務省に届け出るとともに、主管省の側では届出に基づき姓名・住所等の把握を行うとされている。なお、17 年の農商務省達第 15 号では、「府縣管内ノ通信委員ヲシテ之ヲ兼ネシムヘキモノトス」[『輯覧』147 頁]との但し書きが同条に追記されている。

(4) 報告の種類

[農産表編成例言]と[農商務通信規則]はいずれも報告徴集する報告の種類に関する類別を行っている。しかし、それぞれにおける類別基準となっているのは、全く異質のものである。

[農産表編成例言]ではその第二が「物産ノ種類」に従って内務省勸農局が徴集する報告を「普通物産」と「特有物産」という二種類に類別している。ここでの普通と特有とを類別する基準となっているのは耕作における普遍性の有無であり、これについては「農産表編成例言」の第三が「各地一般ニ耕種スル所ノ日用食料ノ要品」を「普通物産」、また「特有物産」については第四が「地質氣候等ノ異同ニヨリテ産出ノ地方限リアルモノ」と定義している。ちなみに普通物産については 14 品目、特有物産については 28 品目を対象農産物として指定されている。このように、10 年内務省達乙第 72 号では報告の対象となっている農産物の属性その

ものであり、その生産並びに消費に見られる普遍性の程度に従って報告の類別が行われている。

前節でも見たように、[農商務通信規則]を根拠規定とした広義の通信制度によって徴集される情報は、第2条で「通信」に該当するものとして規定されたものと第8条に従って徴集されるそれ以外の情報とに大別される。このうち前者の「農商工山林ニ關スル事件」のうち特に「通信」と呼ばれる情報については、[農商務通信規則]はそれを「特ニ報告期限ヲ定メ」て徴集する「定期報告」と「報告期限アルト否トニ關セス臨時報告ヲ要スヘキ」臨時報とに区別し、それぞれについて報告対象となる具体的な品目名が指定されている。このように、[農商務通信規則]による報告徴集の中核部分を構成する「通信」に該当するものについては、経常的に所定の報告周期によって報告を求める「定期報」とその都度アドホックに報告を求める「臨時報」という報告の徴集形態の違いに従って区別され、報告体系が構築されている。

以上からも明らかなように、10年内務省達乙第72号による[農産表編成例言]に基づく報告徴集の場合、その類別基準となっているのは対象となる産物の生産・流通面での普遍性の程度という品目そのものが持つ属性であった。これに対して16年農商務省達第21号による[農商務通信規則]の場合には、「定期」と「臨時」という報告の徴集形態がその区別基準となっている。このことは、[農産表編成例言]と[農商務通信規則]における「通信」の性格を探る上でも、報告対象品目そのものの属性による区別から報告の徴集形態という情報の徴集方法へと転換していることを示唆するものとして興味深い。

(5) 通信以外の報告

「普通物産表」や「特有物産表」の諸様式において所定の記載欄として設けられているわけではないが、10年内務省達乙第72号による報告徴集においては、報告事項としての播種地段別や産額の前年比較結果の記載と関連して[農産表編成例言]の第十が、「凡ソ産額ノ増減平年ニ比較シテ大ニ差異アルモノハ必ス其原因ヲ究認セサルヘカラス例ヘハ風、雨、寒、暑、水、旱、霜、蟲ノ災或ハ開墾、培養、種子、器具、方法、ノ改良進歩或ハ貿易、會社、ノ影響等ニヨリテ其産出ヲ増減伸縮スルノ類宜ク其事由ヲ審カニシテ之ヲ每郡ノ表尾ニ附記スヘシ」としてそれらを特記するよう要請している。

一方、[農商務通信規則]では、「通信」として「定期報」及び「臨時報」といった報告形態によって徴集される報告の他にも第8条が、地方廳ノ調査書、會社、協會等ノ規則・報告書、官民ノ著述、編纂、翻譯、報告書等、有功者ノ事蹟・履歴等、改良、發明、試験ノ成績、該事業ニ關スル各地方從來ノ習慣、新設ノ方法等、博覽會、共進會、集談會等ノ開閉期日、出品、談話ノ景況等に関する報告や資料等を主務局へ提出するように求めている。

ここで、[農産表編成例言]の第十と[農商務通信規則]の第8条がそれぞれ求めている報告が持つ情報面での特徴について若干付言しておく。まず、[農産表編成例言]が「普通物産表」「特有物産表」への附記という形で求めているのは、播種地段別や産額の対前年比較における特異な結果についての理由説明であり、いふなればそれは報告結果を読み解く際に参考となりうるような記述情報に他ならない。これに対して[農商務省通信規則]で第8条に基づいて行われる報告徴集は、「通信」に係る報告徴集とは直接関係しない農商務省の各現局現課が所管業務を遂行する際の参考資料として保有を希望する情報に他ならない。いづれにせよ[農商務省通信規則]第8条に基づいて徴集される情報は、「普通物産表」や「特有物産表」あるいは「定期報」や「臨時報」の諸様式によって徴集される物産統計作成を目的とした統計情報とは異なる非統計的記述情報であり、さらに言えば勸業、勸農行政等の政策遂行により直結した情報という特徴を持つ。

(6) 報告の留意事項

[農産表編成例言]と[農商務通信規則]にはまた報告様式への記載方法に関する規定内容を持つ条文もいくつか設けられている。しかし、それぞれの規則が報告者である府県・通信員の側での報告の際の留意事項としている規定内容はかなりその性格を異にするものとなっている。

まず、[農産表編成例言]はその第七～九で「普通物産表」と「特有物産表」への記載にあたって各品目について使用する数量単位を指定し、「耕地」の定義、一石や一斤あたりの「通價」の算出方法を規定している。また、第六は把握対象となる物産の空間的範囲を定めたもので、「一郡毎ニ之ヲ調査」するものとし、郡内において「他管ニ分渉スルモノ」については「本管ニ係ルモノ」だけを記載の対象とするよう指示している。さらに、その第十一は報告様式への記載に際しての手順を記したものである。そこでは「凡ソ物産ノ調査ハ一時ニ各種ノ全備ヲ求メテ反テ其實ヲ得サランヨリモ寧ロ下手ノ緩急難易ヲ酌量シテ特ニ全力ヲ有用必益ノ物ニ注キ以テ其詳細確實ヲ要スルニ若カストス故ニ或ハ地方ノ情況ニヨリ産額、耕地、通價、ノ三目中ニ於テ一時其實數得難キモノハ姑ラク其本目ヲ闕略シテ漸次ニ之ヲ補填スヘシ倘シ各目均シク詳カナラサルモノハ亦敢テ臆算セス須ラク他日ヲ待テ之ヲ調査スヘシ」として、「緩急難易ヲ酌量」して確実なものから順次記載することで報告の正確を期すよう努めることを求めている。

このように、報告に際しての留意事項として[農産表編成例言]は、報告で使用する計量単位の統一、耕地や通價の定義、さらにはその算出方法を規定している。これに対して[農商務通信規則]におけるその内容は次のようなものである。すなわち、第 6 条では報告にあたっては「平易の文字」を使用するものとし、数量単位等に関して地方独自の呼称や方言を用いる場合にはそれに関する解説を付記すること、また第 5 条は「形状等文辭ニ盡シ難キモノ」の場合には「圖畫、寫眞、雛形若クハ見本」等を添え、「數量比例歩合」等に関しては数表の添付を要請するなど、府県庁や通信員から報告される情報が主務部局により正確に伝わることに留意すべきとの指示となっている。

小括

以上、本節では[農産表編成例言]と[農商務通信規則]の各条文を目的、報告体制、通信員、報告の種類、通信以外の報告、報告の留意事項といった各カテゴリーについて比較対照することによって、10 年内務省達乙第 72 号と 16 年農商務省達第 21 号による報告徴集制度の異同について考察してきた。

表 1 の整理結果が示しているように、今回カテゴリー項目として取り上げたもののうち「通信員」に関する規定は[農産表編成例言]には存在せず、[農商務通信規則]において新たに設けられたものである。他方で通信員以外のカテゴリー項目については、カテゴリーレベルでは双方の規定にそれぞれ類別可能な条文は存在する。しかしながら、その具体的な規定内容を条文レベルにまで立ち入って比較した場合、それぞれのカテゴリーに類別された[農産表編成例言]と[農商務通信規則]の各条文の内容にはその多くで質的ともいえる相違がみられる。表 1 において[農産表編成例言]と[農商務通信規則]の各規定内容について条文レベルでの対応が見られないことがこのことを物語っている。

16 年農商務省達第 21 号は制度的には 10 年内務省達乙第 72 号を継承するものでありながら、報告制度を具体的に規定した[農産表編成例言]と[農商務通信規則]とを条文レベルで比較考察した結果、両者の間には報告徴集制度としての継承性は全く認められない。それでは 16 年農商務省達第 21 号による報告徴集制度は一体どのような系譜の上に成立したものであろうか。その手掛かりを与えるのが、内務省勸農局による[府縣通信假規則]、[内國農事通信規則]、それに農商務省農務局が策定した[農事通信手續]である。以下ではこれらを「農事通信三規則」と呼ぶことにする。

3. 農事通信三規則と〔農商務通信規則〕

(1) 農事通信三規則

(i) 〔府縣通信假規則〕

内務省勸農局長が各府県長官宛に「各地方廳ト本局(勸農局一引用者)トノ間ニ農事通信ノ便路ヲ開行致シ度存候」〔『輯録』 293 頁〕として〔府縣通信假規則〕を頒布し翌年1月からの実施照会の連絡を行ったのは10年11月26日のことであった。なお、「照會按伺」によれば、20 則⁽²⁾からなるこの規定については、「内外農事ノ實況ヲ收攬シテ之ヲ全國ニ報道シ其損益ヲ計較シ得失ヲ審按スルハ大ニ農務實際ノ事業ニ裨益ヲ與ヘ候」とその意図を説く一方でその実施にあたっては「御差支モ無之候ハハ夫々御施行有之度併シ萬一モ官民ノ間無數ノ煩雜ヲ生シ偶々農家ノ嫌厭ヲ來シ候様ニテハ却テ勸農ノ本旨ニ戾候義ニ付御施行ノ上ハ尚ご注意有之度」とし、さらに再伸においても「通信ノ手續ハ極メテ簡便ヲ要シ候義ニ付勸農主務ノ課員ヨリ直ニ通信相成候トモ聊差支無之候條便宜御取計有之度此段申添候也」〔『輯録』 293 頁〕と、命令や通達に通常見られるような上意下達ではなく報告当事者側である地方庁等に対しての極めて丁重な報告依頼となっている点が特徴的である。

(ii) 〔内國農事通信規則〕

13年12月17日、内務省勸農局は甲号達によって11年以来〔府縣通信假規則〕に基づいて実施してきた各種報告徴集⁽³⁾について、「今ヤ通信事務追々擴張ニ付テハ更ニ改正ヲ加ヘ」る必要があるとして「内國農事通信規則」の改正案を14年開催予定の「勸業會議」に提案した上で制定する見込みであることを通信委員に対して告知している〔『輯録』 297 頁〕。

ところで、ここで勸農局が提案している通信規則改正案では、「内國農事通信規則」と通信制度の適用対象が「内國」に限定されている。通信の範囲を内國に限定した点に関しては以下のようないきさつによるものである。

農事に関する情報や技術の紹介・普及によって農業振興をはかることを主務とする内務省勸農局にとって、国内はもちろん海外における農業事情や農業技術に関する情報の収集もまた重要な業務課題であったことは言うまでもない。そこで同局では新たに「外國農事通信規則(案)」を起草し、13年9月6日付農商務省第705号によって通信委員の設置等を外務省に照会申し入れを行っている〔『輯録』 285、296 頁〕。

勸農局が起草した当初の規則案では、清国(上海、香港)、朝鮮(釜山)など10の地域と国における合計12の都市の在外公館に書記生として通信委員を配置し、農事に関する規則や布達、本邦に関係ある物産の景況、農事に関する統計表類、動植物の見本、農業に関する新説、農業機械、農事試験場、農業教育、開墾方法等合計11の事項について関係情報を収集しそれについての報告を求めることで勸農行政に有効と思われる様々な情報を文字通りグローバルに収集し普及をはかるといった内容のものであった〔『輯録』 296 頁〕。

このような報告制度の拡張を内容とする照会に対して外務省側では、「來年度ヨリ海外費用ヲ被減随テ公使領事官ノ諸事務省略屬員減少可致候ニ付屬員中ニ特ニ委員相命候義ハ御同意致兼候乍併農務上緊要ノ事項有之候節ハ報告致候様公使領事ヘ相達可申候」〔『輯録』 298 頁〕と外務卿代理名で内務卿松方正義宛に外交的表現ながら丁重にその申し出を拒否している。このように通信制度の拡張に対して外務省側からの協力が得られな

(2) この假規則は当初1~17 則として各府県への照会に付された。なお、その施行に先立つ12月13日付で、「通信書ト諸申牒トノ區別判然不致テハ彼是差支不少殊ニ前則不盡ノ廉モ有之候間別紙ノ通追加」するとして「通信規則ノ末ニ別紙三則増補」を行う旨の通知がされている〔『輯録』 295 頁〕。

(3) 13年12月17日付の「農事通信規則改正案府県へ照会ニ付伺」には、明治11年以降別冊甲號ノ通假規則ヲ以テ施行致來候處」とされている〔『輯録』 297 頁〕。しかしながら、〔府縣通信假規則〕の施行を指示したとされる通達は確認できていない。

ったことから勸農局では、結局「内國」に限定した形で全体が 17 条からなる〔内國農事通信規則〕を策定することになる。

(iii)〔農事通信手續〕

〔農商務通信規則〕が制定される約 5 か月前 16 年 8 月 1 日に農商務省農務局では農事通信業務に関する「農事通信手續」を定めている。なお、この〔農事通信手續〕と関連して農商務卿第 3 回報告抄は、「從來ノ假規則ヲ集成シテ通信手續及表式ヲ定メ7 月之ヲ各府縣ニ照會シ 12 月本省第 21 号號達書ヲ以テ農商務通信規則ヲ發布ス」と注記している〔『輯録』 300 頁〕。

この農商務卿報告からは、農商務省農務局による〔農事通信手續〕と農商務省が同年 12 月 28 日に発する達第 21 号による〔農商務通信規則〕との直接的関連性、さらには内務省勸農局が〔府縣通信假規則〕さらには〔内國農事通信規則〕を根拠規定として実施してきた農事通信制度と〔農商務通信規則〕の関係性を読み取ることができる。言い換えればこの報告は、11 年以来〔府縣通信假規則〕、〔内國農事通信規則〕によって内務省勸農局がその任に当たってきた勸農政策と一体化した農事通信制度による報告徴集並びに様々な農事関連情報の地方への普及が、前節で紹介したような通信業務主務部門の交代こそあれ、農商務省創設以降も基本的に継承され、〔農事通信手續〕を経て〔農商務通信規則〕の制定へとつながるものであることを指摘している点で注目される。

(2) 農事通信三規則にみる報告徴集の特徴

(i) 農事通信三規則の系譜

上述したように、内務省勸農局は 10 年に〔府縣通信假規則〕を策定し翌 11 年からそれに基づく農事通信制度の運用を行っている。その後同局は報告徴集の国際面での拡充を画策してはみたものの外務省からの協力を取り付けることができず、13 年末には〔府縣通信假規則〕を〔内國農事通信規則〕として改定し農事通信制度の更新をはかった。その後、14 年に農商務省が創設されたのに伴い、同省ではそれまで内務省勸農局が〔府縣通信假規則〕さらには〔内國農事通信規則〕を根拠規定として実施してきた農事通信に係る報告徴集について、新たに〔農事通信手續〕を策定することで引き続き報告の徴集業務を遂行することになる。

〔府縣通信假規則〕の策定に前後して内務省では 1 月に勸業寮が勸農局へと改組された。勸農局の報告課では、「農家物産表」の編成業務に加え農書の編纂、海外の農事関係資料の翻訳、地方との農事関係情報の交流といった諸業務も所管することになった。特に地方との間での様々な農事情報の共有をはかるうえで「全國農事ノ氣脈ヲ聯絡セシムルコト」が必要とされ、その制度的根拠を与えるものとして策定されたのが〔府縣通信假規則〕であった。

13 年 3 月に勸農局は 7 課 1 掛へと改組され、報告課では統計掛が農産表の作成、頒布を、また通信掛では農事情報の収集並びに『農事月報』や『年報』の編集を所管することになった。ただその当時、報告課の他にも例えば勸業課のように勸農行政に資するというだけで全国の老農や篤志家を組織し、独自の情報収集や収集情報の普及に従事する部門も存在していた。そのような中、「明治 11 年以降・・・假規則ヲ以テ施行」してきた「通信事務追々擴張ニ付テハ更ニ改正ヲ加ヘ」策定され農事通信規則改正案として翌 14 年の勸業会議にかける規則案として作成されたものが〔内國農事通信規則〕であった。

14 年 4 月の農商務省創設に伴ってそれまで内務省勸農局が所管していた業務は農商務省農務局に引き継がれることとなり、勸農局報告課が所管していた一連の業務は新たに農務局報告課が担うことになった。ただし同省の事務章程によれば農務局による統計等の情報収集業務は農業に限られ、商業に関する情報は商務局が、また工作に関する統計情報の収集は工務局がそれぞれ分掌し、その他にも書記局も他局の所管に属さない情報収集を所管することとなった。農務局が改正〔農事通信手續〕を策定したのは、農商務省が新たに達第 21 号によって〔農商務通信規則〕を制定することになるわずか半年前のことであった。

(ii) 三規則の条文比較

ここでは内務省勸農局さらには農商務省における農事通信の根拠規定とされてきた農事通信三規則（〔府縣通信假規則〕、〔内國農事通信規則〕、〔農事通信手續〕）に想定される関係性について、各規則の条文レベルで比較考察してみたい。

表2は、農事通信三規則のそれぞれに設けられている各条文を、目的、報告体制、通信員、報告の種類、通信以外の報告、報告の留意事項、照会、公表、改正のカテゴリー別に類別したものである。

表2 農事通信三規則の条文比較

	府縣通信假規則	内國農事通信規則	農事通信手續
目的	第一則	第一條	第一條
報告体制	第二則、第九則(後段)		
	第二十則	第二條	
	第九則(前段)	第四條	第十條
		第十條	
	第十則	第十一條	第九條
	第十四、十五、十六條		
通信員	第十九則	第三條	
報告の種類	第四則	第五條	第二條
			第五條
	第五則	第七條	第四條
	第六則	第八條	第三條
	第十五、十六則	第九條	
通信以外の報告	第十一則	第六條	
報告の留意事項	第七、十四則	第十三條	第七條
	第十二、十三則	第十二條	第六條
照会	第八則		
公表	第三、十八則		第八條
改正	第十七則	第十七條	

〔農産表編成例言〕と〔農商務通信規則〕の各条文をその規定内容に従って比較した表1での整理結果も示していたように、目的、報告体制、通信員、報告の種類、通信以外の報告、報告の留意事項の各カテゴリーに属する条文について、個々の条文レベルで具体的な内容の継承性を持つものは存在しなかった。これに対して本稿で農事通信三規則とした〔府縣通信假規則〕、〔内國農事通信規則〕、それに〔農事通信手續〕の場合、上記の表2からもわかるように、これら各カテゴリーに類別した条文そのもの間にそれぞれ酷似した規定内容を持つものが多く認められる。言い換えれば、〔府縣通信假規則〕、〔内國農事通信規則〕、それに〔農事通信手續〕の間には、先の〔農産表編成例言〕と〔農商務通信規則〕にはなかった条文レベルでの規定内容の継承性を確認することができる。

その一方で表2中の空欄の存在が示しているように、カテゴリー項目である通信員、通信以外の報告、そして改正については〔農事通信手續〕に、また照会については〔内國農事通信規則〕と〔農事通信手續〕、また公表に関する〔内國農事通信規則〕のように、それぞれ対応

する規定内容を有する条文がカテゴリーレベルで設けられていないものも一部には散見される。ただ、表2における条文レベルでの空欄の分布には特定の傾向、例えば先行する諸規則である[府縣通信假規則]あるいは[内國農事通信規則]において条文として規定されていなかったものについて[農事通信手續]で新たに条文が設けられ、当初の[府縣通信假規則]から[内國農事通信規則]さらには[農事通信手續]へと農事通信の仕組みが次第に拡充、整備されるといった通信制度の深化といったようなものを確認することはできない。

4. 農事通信三規定と[農商務通信規則]の関係

表3は、[府縣通信假規則]・[内國農事通信規則]・[農事通信手續]の諸規定と[農商務通信規則]のそれを、目的、報告体制、通信員、報告の種類、通信以外の報告、報告の留意事項、照会、公表、改正の各カテゴリーについて、条文レベルでの照応状況を整理したものである。

表3 農事通信三規則と農商務通信規則の各条文の対応状況

	(A)府縣通信假規則、(B)内國農事通信規則、 (C)農事通信手續	農商務通信規則
目的	(A)第一則、B(第一條)、C(第一條)	前文
報告体制	A(第二則、第九則後段)	第1條
	A(第九則前段)、B(第四條)、C(第十條)	第7條
		第9條
	B(第十條)	
	A(第十則)、B(第十一條)、C(第九條)	
	B(第十四、十五、十六條)	
通信員	A(第十九則)、B(第三條)	第10條
報告の種類	A(第四則)、B(第五條)、C(第二條)	第2條
	B(第五條)、C(第五條)	
	A(第五則)、B(第七條)、C(第四條)	第4條
	A(第六則)、B(第八條)、C(第三條)	第3條
	A(第十五、十六則)、B(第九條)	
通信以外の報告	A(第十一則)、B(第六條)	第8條
報告の留意事項	A(第七、十四則)、B(第十三條)、C(第七條)	第6條
	A(第十二、十三則)、B(第十二條)、C(第六條)	第5條
照会	A(第八則)	
公表	A(第三、十八則)、C(第八條)	
改正	A(第十七則)、B(第十七條)	

表3からもわかるように、全体が10箇条からなる[農商務通信規則]の各条は、いずれも農事通信三規則[[府縣通信假規則]・[内國農事通信規則]・[農事通信手續]]の全てあるいはその一部に条文レベルで先行規定に相当するものを有している。そこで以下では16

年農商務省達第 21 号のうち[農商務通信規則]通達の趣旨を記した部分をその前文とし、同規則の各箇条について、農事通信三規則の各条文との間にどのような関係が成立しているのかを見ておくことにする。

[前文]

16 年農商務省達第 21 号は[農商務通信規則]はその前文に当たる部分において、同規則制定の趣旨について、「農商工山林ノ盛衰消長ヲ詳悉スヘキ為メ生産消費ノ數量ヲ調査スルハ勸業ノ要務ナルヲ以テ遍ク全國ノ氣脈ヲ連絡」することを掲げている。

この点について[府縣通信假規則]はその第一則で「勸農局ト府縣廳トノ間ニ於テ時々通信質問ノ便ヲ開キ全國農事ノ氣脈ヲシテ相聯絡セシムル事」、[内國農事通信規則]は第一條で「農事通信ハ農業ノ利害及ヒ物産ノ盛衰ニ付互ニ應答質問シテ全國ノ氣脈ヲ通シ智識ヲ交換スルヲ以テ主トス」、そして[農事通信手續](第一條)は「各府縣廳及ヒ通信員ニ於テハ此手續ニ據リ管内農事(水産事業ヲ含ム)ノ景況ト勸農事務ノ顛末トヲ調査シテ農務局ニ通信スルモノトス」としてそれぞれ農事通信の目的を規定している。

[第 1 條]

[農商務通信規則]の第 1 條は、「農商工山林ニ關スル事件」について府県庁・通信員と主務局との間の通信並びに主務局による諮問応答がこの規則を法的根拠とする旨を規定したものである。この点については[府縣通信假規則]が「農事ノ景況ト該廳勸農事務ノ本末」に限定してではあるが第二則で勸農局への通信義務を、また第九則が主務局による「答辯」義務を規定している。なお、[内國農事通信規則]と[農事通信手續]には該当する条文は存在しない。

[第 2 條]

[農商務通信規則]の第 2 條は通信の種類について規定したものである。第 2 節(4)でも見たように、[農産表編成例言]での報告の類別は農産物の生産、消費面での普遍性という属性によるもので、普遍性の程度に従って報告を「普通物産」と「特有物産」とに区分するものであった。これに対して[農商務通信規則]の場合には通信として徴集する報告の種別は産物そのものではなく、報告の形態に従って定期報と臨時報とに区別されている。

このような[農商務通信規則]における通信事項の報告形態による区別は、実は農事通信三規則から引き継がれたものである。なぜなら、[府縣通信假規則]では第四則が、また[内國農事通信規則]では第五條がそれを臨時報、月報、年報の三種に類別しており、[農事通信手續]では第二條が[農商務通信規則]におけると同様に定期報と臨時報の二区分を採用しているからである。

[第 3 條]

[農商務通信規則]の第 3 條は定期報を定義づけたものである。そこでは通信の対象となる事件のうち「特ニ報告期限ヲ定メタルモノ」を定期報としている。

定期報に関しては農事通信三規則の間で若干の相違が見られる。すなわち、[府縣通信假規則]が第六則で月報、第十五則で年報を、また[内國農事通信規則]は第八條で月報、第九條が年報をそれぞれ規定しており、月報と年報という報告周期に従って定期報を定義づけている。一方、[農事通信手續]では第五條に規定された通信事項と報告様式(「表式」)のうち「特ニ報告期限ヲ定メタルモノ」に対して第三條が定期報との定義を与えている。このように[農商務通信規則]で定期報を規定した第 3 條は、その内容を[農事通信手續]の第三條から直接継承していることがわかる。

[第 4 條]

[農商務通信規則]はその第 4 條で「通信事件中報告期限アルト否トニ關セス臨時報告ヲ要スヘキモノ」を臨時報と定義するとともに、その但し書きにおいて「非常ノ變異」の報告に際して電報を使用する旨を規定している。

一方、農事通信三規則ではまず[府縣通信假規則]の第五則「事ノ重大又ハ急遽ニ係ルモノ」を、[内國農事通信規則]は第七條が「定期ナク報告スルモノ」を臨時報としている。これに対して[農事通信手續]の第四條は「報道期限アルト否トニ關セス臨時報告ヲ要スヘ

キモノ」を臨時報としており、[農商務通信規則]の臨時報の定義は[農事通信手続]の規定内容をほぼそのまま継承している。

また、「非常ノ變異」についての報告への電報の使用を可とした[農商務通信規則]第4條の但し書き部分については、すでに[府縣通信假規則]第五則の括弧書きにおいて「事ノ尤モ甚シキ」場合の、[農事通信手続]でも第四條がその但し書きにおいて「非常ノ變動ニ係ルモノ」の場合の電報による報告をすでに規定している。

[第5條]

[農商務通信規則]第5條は、通信に係る報告要領のひとつを規定したもので、報告に際して「物質形状等文辭ニ盡シ難キモノ」については「圖畫寫眞雜形若クハ見本等ヲ添」え「比例歩合等ニ係ルモノハ表ヲ附ス」ことを求めている。この点に関しては、[府縣通信假規則]（第十二、十三則）、[内國農事通信規則]（第十二條）、そして[農事通信手続]（第六條）としてそれぞれほぼ同等の内容の規定を持っており、[農商務通信規則]はこれらをほぼそのままの形で継承したものとなっている。

[第6條]

[農商務通信規則]の第6條は通信に係る報告に際しての記載における留意点を規定したものである。そこには、「平易ノ文字」の使用並びに「數量歩合等」に関する地方独自の「稱呼」あるいは「方言」に関する解説を記載する旨が規定されている。

この点については農事通信三規則にも[府縣通信假規則]（第七、十四則）、[内國農事通信規則]（第十三條）、[農事通信手続]（第七條）としてほぼ同様の内容を持つ諸規定が存在している。[農商務通信規則]の第6條はこれらをほぼそのまま継承したものと考えられる。

[第7條]

[農商務通信規則]の第7條は、府県庁・通信員からの主務局に対する質問権を規定したものである。[農商務通信規則]に基づく通信制度では、府県庁・通信員は通信事項に関して主務局からの要請に従って一方的に報告の提出を求められる報告者であるだけでなく、主務局側に対して主体的に彼らが必要とする情報の提供を要請できる。その意味では[農商務通信規則]は、双方向な情報の交流を内容とする通信制度の根拠規定となっている点をその特徴としている。それは10年内務省達乙第72号による[農産表編成例言]には見られなかった通信制度の新たな側面といえる。

ところで、このような通信制度における農事情報の双方向的流れについては農事通信三規則においてすでに見られるもので、[府縣通信假規則]が第9則の前段において、また[内國農事通信規則]は第四條）、[農事通信手続]も第十條としてそれぞれ同様の規定が設けられており、[農商務通信規則]第7條はこれらをそのまま継承したものである。

[第8條]

先にみたように[農商務通信規則]の第2條は通信を「定期報」と「臨時報」の二種として規定するものであった。これに対して第8條は、定期報・臨時報という「通信」以外の主務局による報告徴集を通信制度の枠内に位置づけたものである。そこでは、「農商工山林」に関して①地方庁の調査書・会社協会等の規則、官民の著述編纂翻訳、報告書、②有功者の事績履歴、③改良發明試験の成績、地方の慣習、新設の方法、④博覽会共進会集談会の開催情報といった非統計情報についての報告を府県庁に対して求めている。

このような[農商務通信規則]が通信事項以外の報告事項としているものについては、農事通信三規則ではその取扱いはやや異なったものとなっている。なぜなら、農事通信三規則のうち[府縣通信假規則]では月報を規定した第六則の各号、[内國農事通信規則]では臨時報・月報・年報の内容として第五條、そして[農事通信手続]では通信事項として第五條の各号としてそれぞれ規定しており、[農商務通信規則]第8條が「通信」以外の報告事項と規定している各種報告徴集もまた「通信事項」の中に含まれているからである。このように、通信事項とそれ以外の報告事項を区別するなど、[農商務通信規則]では「通信」の対象範囲が農事通信三規則におけるそれよりも狭い範囲のものに限定している点が特徴的である。

〔第 9 條〕

〔農商務通信規則〕は第 7 條が府県庁・通信員による主務局への質問・情報提供要請権限を、また第 1 條後段は主務局の府県庁・通信員への応答義務をそれぞれ規定している。これらの「諮問應答」情報の共有化の根拠規定として設けられているのが第 9 條である。ここでは通信員が第 1 條、第 7 條により主務局との間でやり取りの内容について「其寫ヲ添へ・・・府県廳へ申報」することを求めている。なお、〔農商務通信規則〕の第 9 條に相当する規定は農事通信三規則には存在しない。

〔第 10 條〕

〔農商務通信規則〕の第 10 條は通信員について規定したものである。そこには府県が通信員を「適宜」設置するものとするとともに、その「族籍姓名住所」を主管機関である農商務省に届け出ることを求めている。

この点について農事通信三規則では〔府縣通信假規則〕が通信委員、また〔内國農事通信規則〕は通信者としてその設置等を規定している。具体的には、〔府縣通信假規則〕では第十九則で府県庁の勸農主務属官内に通信委員を置きその者の姓名の本局への届出を求めている。一方、〔内國農事通信規則〕は第三條で通信者について、府県に適宜配置するとともにその者の姓名、住所を勸農局に届けるものとしている。このように、通信員の配置に関する〔農商務通信規則〕の規定は、〔内國農事通信規則〕での規定内容をほぼそのまま継承したものとなっている。

以上のことから、〔農商務通信規則〕は第 9 條を除く各箇条について、いずれも農事通信三規則の中に先行規定に当たるものを有していることが明らかにされた。このことは、農商務省による〔農商務通信規則〕に基づく通信制度がそれまで内務省勸農局以来行われてきた農事通信三規則による農事通信情報徴集並びに主務局からの農事情報の提供制度を強く反映したものとなっていることを示すものといえる。

むすび

16 年農商務省達第 21 号による通信制度は、法制度的には 10 年内務省達乙第 72 号によるそれを継承したものである。しかしながら、達乙第 72 号による〔農産表編成例言〕と達 21 号による〔農商務通信規則〕における規定内容の比較考察結果も示しているように、両者の間にはほとんどといってよいほど条文レベルでの継承性は認められなかった〔森 2020b 第 2 節〕。その一方で〔農商務通信規則〕は、〔森 2020b 第 4 節〕それに本稿第 2 節でも論じたように、内務省勸業寮そしてその後継組織である勸農局が農事情報の収集・普及を目的として行ってきた農事報告制度の根拠規定として定めた〔府縣通信假規則〕の諸規定との間で、条文レベルで見ても多くの共通する要素を持つものとなっている。

内務省勸農局では〔府縣通信假規則〕に基づいて農事通信に係る報告徴集等の業務を遂行する中で、外國農事通信委員の設置を外務省に要請するなど通信制度の拡充を企図する。それについては外務省からの協力を得ることができず、結果的に〔内國農事通信規則〕に従ってその業務を継続することになる。

内務省勸農局による農事通信制度は、14 年の農商務省創設以降は同省農務局の業務として継承される。そのような中で農商務省では同省の農事通信制度の根拠規定として新たに〔農事通信手續〕を制定することになる。そこで本稿では、農事通信三規則として〔府縣通信假規則〕だけでなく〔内國農事通信規則〕さらには〔農事通信手續〕を加え、これら諸規則と〔農商務通信規則〕の関係性を中心に、具体的な条文レベルでの比較考察を行ってきた。以下に今回の考察から得られた点についていくつかのコメントを行うことで本稿のむすびとしたい。

第 1 は、農事通信三規則の間の関係性に関わるものである。

内務省勸農局では 11 年に各府県に対して〔府縣通信假規則〕を提示した後、13 年には〔内國農事通信規則〕によって、さらには農商務省も 16 年に〔農事通信手續〕に基づいて農

事通信制度を運営してきた。表2にも示したように、本稿で農事通信三規則としたこれら三つの規則の間には条文レベルで多くの共通点・類似点を持っている。とはいえ、表2中の空欄が示しているように、[府縣通信假規則]あるいは[内國農事通信規則]で設けられていた条文の中には[農事通信手續]にそれに該当するものが見当たらないものも少なからず認められる。各規定の条文数を見ても[府縣通信假規則]が20則、[内國農事通信規則]の17箇条であるのに対して[農事通信手續]におけるそれは10箇条と半減したより縮略なものとなっている。このことは、[府縣通信假規則]から[内國農事通信規則]、さらには[農事通信手續]へと農事通信制度の根拠規定として次第に精緻化されるという関係にはなっていないことを意味する。

第2は、農事通信三規則と[農商務通信規則]の各規定内容に見られる特徴である。

[農商務通信規則]もまた条文数としては[農事通信手續]と同じようにわずか10の箇条によって通信制度を規定したものである。その前文に当たるものも含めこれらの箇条と農事通信三規則の諸規定との関係を整理した表3からもわかるように、[農商務通信規則]に規定された条文は、第9條を唯一の例外としてそれ以外の各規定はいずれも農事通信三規則の中にいわばその先行規定を有している。この点は法制度的に[農商務通信規則]の先行規定とされる[農産表編成例言]が[農商務通信規則]の諸規定と条文レベルでほとんど照応関係が見られなかったのは極めて対照的である。このように、[農商務通信規則]は制度的には同規則の先行規定とは異質な内務省勸農局あるいは農商務省における農事報告の根拠規定である農事通信三規則からその規定内容の多くを継承している。

[森 2020b 第4節]で論じたように、[農商務通信規則]は通信制度の根拠規定として法制度上の先行規定である10年の内務省達乙第72号による[農産表編成例言]ではなく、むしろ内務省勸農局による農事通信の根拠規定である[府縣通信假規則]からその条文内容の多くを継承するものであった。また今回の考察からは、[農商務通信規則]が[府縣通信假規則]だけでなくその後同局さらには農商務省が農事報告の根拠規定として各府県等に提示した[内國農事通信規則]、[農事通信手續]からも多くの規定内容を継承していることが明らかになった。

今回農事通信三規則とした[府縣通信假規則]、[内國農事通信規則]、[農事通信手續]の諸規則を根拠とした通信制度に特徴的な点は、それが10年内務省達乙第72号までの物産調査とは明らかにその性格を異にしていることである。2年会計官第398号を端緒とするそれまでの物産調査は、会計官、民部省、大蔵省による徴税行政と結びついた産高把握を目的としたものであり、7年内務省布達甲第18号以降は農産品を中心とした生産量把握のための統計調査としての性格を強める[森 2020a 第1節]。そこでの報告徴集結果は、税制の制度設計の基礎資料として用いられるとともに、府県物産表(農産表)といった形でとりまとめられ公刊されてきた。

これに対して16年農商務省達第21号の[農商務通信規則]を根拠規定とする通信制度は、主務局による府県庁・通信員からの統計作成を目的とした報告徴集だけでなく逆方向の情報の流れもその制度の枠組みの中に同時に含んでいる点を特徴としている。そのような情報の流れは府県庁・通信員からの諮問照会に対する主務局側からの対応という形で制度化されている。そこではまた通信事項も単に統計情報だけでなく多様な農事関係の記述情報までも包含した広義の農事情報であることが想定されており、それらの情報の広範な普及を図ることで勸農を中心とする勸業政策の推進を図るという従来の物産調査には見られなかった新たな政策目的がそこには投影されている。[府縣通信假規則]、[内國農事通信規則]、[農事通信手續]はいずれもこのような勸農(勸業)政策と一体化した通信制度の根拠規定となっているものであり、結果的にそのことが[農商務通信規則]を生産統計調査の根拠規定だけでなくこのような政策と連動した側面を色濃く継承したものとしている。

〔文献〕

内閣官報局(1890)『法令全書』第 10 卷

内閣官報局(1890)『法令全書』第 19 卷ノ1

日本統計研究所編(1960)『日本統計発達史』東京大学出版会

農林大臣官房統計課編(1932)『明治 2 年以降農林省統計関係法規輯覽』東京統計協会

農林省農務局編纂(1939)『明治前期勸農事蹟輯録(上)』大日本農会

農林統計研究会・農林省統計情報部編(1971)『戦後農林統計史』第 1 卷 農林統計協会

原政司(1980)『農業統計発達史』日本経済評論社

森博美(2020a)「明治初期における物産調査の展開-明治 16 年農商務通信規則成立前史-」『オケージョナルペーパー』(法政大学日本統計研究所)No.113

森博美(2020b)「明治 16 年農商務通信規則について」『オケージョナルペーパー』(法政大学日本統計研究所)No.114

【資料】農産表編成例言、農事通信三規則、農商務通信規則の条文比較

農産表編成例言	農事通信三規則		農商務通信規則
	府縣通信假規則	内國農事通信規則	
10年8月	10年11月	13年1月	16年8月
達乙第72号			達第21号
第一 此農産表ハ全國必要ナル農業上ノ産出物ニ就テ其播種地、産額通價ノ増減ヲ概センカ為ニ編成スル所ナリ	第一則 明治十一年一月ヨリ勸農局ト府縣廳ト間ニ於テ時々通信質問ノ便ヲ開キ全國農事ノ氣脈ヲシテ相聯絡セシムル事ヲ務ムヘシ	第一條 農事通信ハ農業ノ利害及ヒ物産ノ盛衰ニ付互ニ應答質問シテ全國ノ氣脈ヲ通シ智識ヲ交換スルヲ以テ主トス	第一條 各府縣廳及ヒ通信員ニ於テハ此手續ニ據リ管内農事(水産事業ヲ含ム)ノ景況ト勸農事務ノ顛末トヲ調査シテ農務局ニ通信スルモノトス
目的	第二則 府縣廳ニ於テハ常ニ其管下農事ノ景況ト該廳勸農事務ノ本末ヲ記載シテ之ヲ勸農局ニ通信スヘシ 第二十則 通信書ハ府縣委員長官ノ関ヲハテ直ニ本局報告課ニ郵送スヘシ 第九則 各府縣ニ於テ農業上ノ疑義ヲ質問セントスルトキハ其事由ヲ審カニシテ之ヲ本局ニ郵致スヘシ然ルトキハ本局直ニ之カ答辯ヲナスヘシ	第二條 通信ノ事務ハ勸農局ハ報告課府縣廳ハ勸業課ニ於テ之ヲ取扱フヘシ 第四條 勸農局ト直ニ通信セント望ムモノハ員外通信者トシテ之ヲ許スヘシ 第十條 員外通信者ノ通信ハ郵便規則第四條第三十四節以下ニヨリ勸農局長ヲ宛テ表面ニ勸農事務ト朱書スヘシ 第十一條 總テ勸農局ニ於テ考究シ難キ件ハ廣ク之ヲ内外ニ質シ時宜ニヨリテハ其答辯者ニ金圓若クハ報告書類ヲ賦與スル事アルヘシ	第十條 各府縣廳或ハ通信員ヨリ農務局ヘ質問ヲ要スル事項アルトキハ其事由ヲ詳記スヘシ 第十一條 農務局ニ於テハ第五條ニ掲クル各項外ノ事項トイエトモ時々問題ヲ設ケテ各府縣廳或ハ通信員ヘ質問スルコトアルヘシ
報告体制			第一條 農商工山林ノ盛衰消長ヲ詳悉スヘキ為メ生産消費ノ數量ヲ調査スルハ勸業ノ要務ナルヲ以テ通ク全國ノ氣脈ヲ連絡スヘキ農商務通信規則左ノ通定候事(沖繩、函館、札幌、根室ヲ除ク各府縣)但本文ニ關スル通信事項ハ更ニ主務局ヨリ通牒スヘシ 第一條 農商工山林ニ關スル事件ハ此規則ニ據リ府縣廳及ヒ通信員ヨリ主務局ニ報告シ主務局ハ府縣廳又ハ通信員ニ諮問應答スヘシ 第七條 府縣廳又ハ通信員ニ於テ質問ヲ要スル事件アルトキハ其事由ヲ詳記シテ主務局ニ質問スヘシ 第九條 第一條第七條ニ依リ通信員ト主務局ノ間ニ於テ文書ノ往復ヲ為シタルトキハ其寫ヲ添ヘ通信員ヨリ直チニ府縣廳ヘ申報スヘシ

		<p>テ其事實ヲ査究スルハ本局 其任ニ當ルヘシ</p>	<p>第十四條 内國勸業博覽會又ハ 全國共進會ニ際シ勸業局長 ハ本局及ヒ府縣勸業課員并ヒ ニ通信者等ヲ會シテ全國通信 會議ヲ開クコトアルヘシ 第十五條 通信ノ便宜統計ノ方 法ヲ討議スル為ニ地方廳ニ於 テハ地方共進會或ハ農事會 議ニ際シ勸業課員及通信者 等ヲ會シテ農區通信會議ヲ開 クコトアルヘシ 第十六條 前條ノ場合ニ於テハ 勸業局員ヲ派遣シテ本會ニ與 カラシムル事アルヘシ</p>		
通信員	<p>第六 凡ソ物産ハ一郡毎 ニ之ヲ調査ス若シ一郡 ニシテ他管ニ分渉スル モノハ宜シク其本管ニ 係ルモノノミヲ擧クヘシ</p>	<p>第十九則 府縣ニ於テハ勸業 主務屬官ノ内ニ於テ通信委 員ヲ置キ豫テ其姓名ヲ本局 ニ届ケ置クヘシ</p>	<p>第三條 府縣廳ハ其管内ニ於テ 適宜ニ通信者ヲ置キ其住居姓 名ヲ勸業局ニ通知スヘシ</p>		<p>第十條 通信員ハ各府縣ニ於テ適宜相設 ケ族籍姓名住所ヲ記シ富省ヘ届出ツヘ シ</p>
	<p>第二 物産ノ種類ヲ大別 シテ二種トナス第一普 通物産第二特有物産 ナリ 第三 普通物産トハ各地 一般ニ耕種スル所ノ日 用食料ノ要品ヲ謂フ此 類ヲ定メテ拾四種トナス 第四 特有物産トハ地質 氣候等ノ異同ニヨリテ 産出ノ地方限リアルモ ノヲ謂フ此種類ヲ假定 シテ廿八種トナス其目 左ノ如シ 實綿 麻繭類(自他 製糸ニ拘ハララス其總 高ヲ掲クヘシ) 生糸</p>				

報告の種類	<p>類(賣買ニ拘ハラズ其 總高ヲ掲クヘシ)藍 葉製茶甘蔗楮 皮(雁皮三桎ノ類之 二準ス)生蠟漆汁 葉烟艸菜種紅花 紙類人參椎茸 蜂食鹽乾 蜂乾蝦魚 鱧鱈海參鱧節 石花菜干鱷</p> <p>第五 蔬菜葉實ノ類其生 質腐敗シ易クシテ久藏 遠輸ニ堪ヘサルモノハ 姑ク之ヲ除クヘシ但シ 貯藏法ヲ得遠ク地方ニ 輸送スル著名ノ物産ハ 此限リニアラス(例ヘハ 紀州ノ密柑甲州ノ葡萄 美濃ノ柿ノ類ノ如シ)</p>	<p>第四則 府縣通信ノ部ヲ分テ 臨時報月報年報ノ三種トス 但シ本局報告亦之ニ同シ</p>	<p>第五條 勸農局及ヒ府縣廳ノ通 信ハ之ヲ臨時報月報年報ノ三 種トス其事項ハ次略左ニ照準 スヘシ</p> <p>第一項 氣候(寒暖風雨霜雪 等) 第二項 地形及ヒ地質 第三項 諸作物ノ景況及盛衰 スル原因 第四項 撰種 第五項 肥料ノ種類及ヒ需要 供給ノ狀況 第六項 灌水排水ノ方法及ヒ 便否 第七項 開墾附原野荒蕪地 第八項 耕作習慣及ヒ年々作 付ケノ順序 第九項 棉花糖油等其他ス ヘテ製造用植物(材木ヲ除 ク)ニ關スル事 第十項 菓樹類及ヒ其栽培法ニ 關スル事</p>	<p>第五條 通信事項及ヒ表式(略)ヲ定ム ルコト左ノ如シ</p> <p>第一項 (氣候)管内地形異ナル場 所二三箇所ニ於テ毎月調査シ次 月中ニ報道スヘシ 但測候器械ノ 設ケアル所ハ風力、雨量、氣壓等 ヲ併記スルモノトス</p> <p>第二項 (土地)耕作地、自作地、小 作地、被害田圃、荒地開墾地及ヒ 牧場ハ毎年調査シ次年三月中ニ 報道スヘシ</p> <p>第三項 (戸口)専業兼業ノ農民漁 民及ヒ自作人、小作人ハ五年毎ニ 一月一日ノ戸口現在數ヲ調査シ 六月中ニ報道スヘシ</p> <p>第四項 (陸産物)田圃諸作物、製造 料植物、果樹及ヒ食料製造料ニ供 スヘキ野生植物等ノ景況ヲ報道ス ヘシ又左ニ掲クル品類ノ産額ハ毎</p>	<p>第二條 通信ハ分チテ定期報、臨時報 ノ二種トス</p> <p>第二條 通信ヲ分チテ定期報臨時報ノ二種 トス</p>
-------	---	---	--	--	--

	<p>第十一項 勸農局又ハ府縣廳 ヨリ頒布セシ種子苗木類試 作ノ景況</p> <p>第十二項 牧畜ノ景況 傳染病ノ類</p> <p>第十三項 養蠶ノ景況 附蠶病等</p> <p>第十四項 水産ノ景況 附食鹽</p> <p>第十五項 田圃有害動植物 (蟲害等)ノ状態 并豫防驅除方法等</p> <p>第十六項 鳥獸獵獲ノ景況</p> <p>第十七項 農用器械</p> <p>第十八項 水陸ノ遺利ヲ拾ヒ 新ニ物産ヲ起シタル 〔不明〕</p> <p>第十九項 官設民設ニ拘ハラ ズ勸業資本金ヲ貸與セシ事 業ノ景況</p> <p>第二十項 農事ニ關スル諸試 驗ノ景況及成跡</p> <p>第二十一項 農事ニ功勞アル モノノ履歷</p> <p>第二十二項 共進會博覽會 農事會農學校等ノ景況及共 進會規則</p> <p>第二十三項 農事ニ關シ各地 方ニテ施設セシ事業及ヒ取 締諸規則</p> <p>第二十四項 動植物交換競 賣場ノ景況</p> <p>第二十五項 農事ニ屬スル各 業并製造物ノ改良進歩及ヒ 發明</p> <p>第二十六項 農業ニ關スル著 書譯書報告書或ハ紀行類</p>	<p>年調査シテ次年三月中ニ報道ス ルモノトス 但米、麥、大豆、綿、菜 種、甘蔗、蘆粟、烟草ノ概況ハ其 時々麥、菜種ハ其年六月烟草、蘆 粟ハ十月末綿、大豆ハ十一月甘 蔗ハ十二月中ニ報道スヘシ</p> <p>米、麥、粟、黍、稗、蕎麥、蜀黍、 大豆、小豆、蠶豆、豌豆、甘藷、馬 鈴薯、蘿蔔、實綿、大麻、苧麻、藍 葉、菜種、甘蔗、蘆粟、葉烟草、 蘭、楮皮、雁皮、結香、生蠟、漆 汁、</p> <p>第五項 (地益)左ニ掲クル品類ハ每 年其耕作ノ損益ヲ調査シ次年三 月中ニ報道スヘシ</p> <p>米、粟、黍、稗、蕎麥、蜀黍、大 豆、小豆、蠶豆、豌豆、甘藷、馬 鈴薯、實綿、大麻、苧麻、藍葉、 菜種、蘆粟、葉烟草、蘭</p> <p>第六項 (蠶茶)茶園、桑園ノ段別ハ 五年毎ニ調査シ次年六月中ニ報 道シ製茶、繭及ヒ蠶卵紙産額ハ每 年調査シ次年三月中ニ報道スヘ シ 但其概況ハ其時々春夏蠶ハ 其年八月秋蠶ハ十月製茶ハ七月 中ニ報道スルモノトス</p> <p>第七項 (製糖)各種糖業ノ景況ヲ報 道スヘシ 但其種類製額等ハ毎年 三月中ニ報道スルモノトス</p> <p>第八項 (蜜蜂家禽)蜜蜂、家禽等繁 殖減耗ノ景況ヲ報道スヘシ 但蜜 蜂ハ毎年其産額等ヲ調査シ次年 三月中ニ報道スルモノトス</p> <p>第九項 (畜産)家畜及ヒ食料製造料 ニ供スヘキ野生動物等ノ景況ヲ報 道スヘシ 但牛、馬、羊、豚ハ毎年 十二月三十一日ノ現在頭數ヲ調 査シ次年三月中ニ報道スルモノト ス</p> <p>第十項 (開墾)新地開墾、荒地起返 等着手ノ方法及ヒ其ノ後ノ景況ヲ 報道スヘシ</p>
--	--	---

		<p>第五則 臨時報トハ事ノ重大又ハ急速ニ係ルモノヲ云フ其事項ハ左ノ類ニ照準スヘシ(事ノ尤モ甚シキハ電報ヲ用フヘシ)</p> <p>一、氣候節ヲ失ヒ冷熱俄カニ至リ或ハ風雨水旱等ノ災ニヨリテ農産ヲ害シ農業ヲ妨クルノ類</p> <p>二、植物ノ蟲害或ハ家畜傳</p>	<p>第七條 臨時報トハ定期ナク報告スルモノヲ云フ</p>	<p>第十一項 (肥料)種類、製造、需給ノ景況等ヲ報道スヘシ</p> <p>第十二項 (漁業漁場)〔略〕</p> <p>第十三項 (水産物)〔略〕</p> <p>第十四項 (漁業収益)〔略〕</p> <p>第十五項 (海鹽)〔略〕</p> <p>第十六項 (水陸産ノ災害)氣候ノ變、鳥獸蟲病ノ害都テ水陸ノ産物ニ影響アルモノハ其害ノ淺深及ヒ驅除豫防ノ景況成述等ヲ報道スヘシ</p> <p>第十七項 (諸規則著書報告)農ニ關スル地方廳ノ布達、諸規則及ヒ調査書、會社協會等ノ規則並報告書、或ハ官民一般ノ著述、翻譯、報告書等ハ成ルヘク現品ヲ郵送スヘシ 但著譯書等冊數浩濶ノモノハ題名目錄及ヒ要旨ノミヲ報スルモ妨ケナシ</p> <p>第十八項 (有功者事蹟)同上ノ事項ニ係ル有功者ノ事蹟及ヒ履歴等ハ新古ヲ論セス調査報道スヘシ</p> <p>第十九項 (改良發明)同上ノ事項ニ係ル改良發明試驗ノ成績及之ニ關スル各地從來ノ習慣新設ノ方法等ハ成ルヘク周密ニ報道スヘシ</p> <p>第二十項 (諸會)博覽會、共進會、集談會等ノ開設アルトキハ其開閉期日及ヒ出品談話ノ景況等ヲ報道スヘシ</p>	<p>第四條 臨時報トハ各項中報道期限アルト否トニ關セス臨時報道スルモノヲ云フ 但非常ノ變動ニ係ルモノハ電報ヲ用ウヘシ</p>				<p>第五則 臨時報トハ事ノ重大又ハ急速ニ係ルモノヲ云フ其事項ハ左ノ類ニ照準スヘシ(事ノ尤モ甚シキハ電報ヲ用フヘシ)</p> <p>一、氣候節ヲ失ヒ冷熱俄カニ至リ或ハ風雨水旱等ノ災ニヨリテ農産ヲ害シ農業ヲ妨クルノ類</p> <p>二、植物ノ蟲害或ハ家畜傳</p>	<p>第七條 臨時報トハ定期ナク報告スルモノヲ云フ</p>	<p>第十一項 (肥料)種類、製造、需給ノ景況等ヲ報道スヘシ</p> <p>第十二項 (漁業漁場)〔略〕</p> <p>第十三項 (水産物)〔略〕</p> <p>第十四項 (漁業収益)〔略〕</p> <p>第十五項 (海鹽)〔略〕</p> <p>第十六項 (水陸産ノ災害)氣候ノ變、鳥獸蟲病ノ害都テ水陸ノ産物ニ影響アルモノハ其害ノ淺深及ヒ驅除豫防ノ景況成述等ヲ報道スヘシ</p> <p>第十七項 (諸規則著書報告)農ニ關スル地方廳ノ布達、諸規則及ヒ調査書、會社協會等ノ規則並報告書、或ハ官民一般ノ著述、翻譯、報告書等ハ成ルヘク現品ヲ郵送スヘシ 但著譯書等冊數浩濶ノモノハ題名目錄及ヒ要旨ノミヲ報スルモ妨ケナシ</p> <p>第十八項 (有功者事蹟)同上ノ事項ニ係ル有功者ノ事蹟及ヒ履歴等ハ新古ヲ論セス調査報道スヘシ</p> <p>第十九項 (改良發明)同上ノ事項ニ係ル改良發明試驗ノ成績及之ニ關スル各地從來ノ習慣新設ノ方法等ハ成ルヘク周密ニ報道スヘシ</p> <p>第二十項 (諸會)博覽會、共進會、集談會等ノ開設アルトキハ其開閉期日及ヒ出品談話ノ景況等ヲ報道スヘシ</p>	<p>第四條 臨時報トハ通信事件中報告期限アルト否トニ關セス臨時報告ヲ要スヘキモノヲ云フ 但非常ノ變動ニ係ル場合ハ電報ヲ用フヘシ</p>	
--	--	---	-------------------------------	---	---	--	--	--	---	-------------------------------	---	--	--

	<p>染病ノ徴候アル類</p> <p>第六則 月報トハ事急遽ニ係ラサルモ延テ年報ニ付スヘカヲサルモノヲ云フ故ニ一月或ハ二月分ヲ東ネテ一時ニ報道スヘシ其事項ハ左ニ照準スヘシ但シ能ク緩急ヲ量リ時機ヲ失ハサルヲ要ス</p> <p>一、先般内務省ニ於テ改定セル農産業ノ品目ニ關スル物産ノ生長及ヒ豊凶ヲ報スル事 但シ本行品目ニ洩ルモノト雖モ該管内ニ生スル著名ノ農産ハ本文ニ同シ</p> <p>二、各地方廳植物栽培場或ハ管下ニ於テ人民ノ試験セル植物類生長ノ景況及ヒ從來其地ニ適シテ民益トナルヘキヤ否ヤノ意見等</p> <p>(勸農局ヨリ頒布セシ種子苗木類之ニ準ス)</p> <p>三、有益ノ種子苗木類ヲ其管下ニ頒布セル事</p> <p>四、農業ノ諸試験</p> <p>五、山野ヲ開キ廢田ヲ興シ新ニ物産ヲ繁殖スル類</p> <p>六、耕作ノ方法ヲ改良シ或ハ農具ヲ改製シテ勞費ヲ省ク類</p> <p>七、從來粗惡ナリシ物産ノ品位ヲ進メ随テ産出ヲ増加セシ事</p> <p>八、農業上ニ於テ人民新ニ一種ノ營業ヲ興セシコト</p> <p>九、從來棄テテ顧ミサリシ山野ノ遺利ヲ拾ヒテ有益ノ物産ヲ興セシコト</p> <p>十、農業會社或ハ農業ニ關スル男女生徒ヲ教育スル方法ノコト</p> <p>十一、養蠶牧畜等ノ景況</p> <p>十二、農業上便宜ノ機械ヲ用</p>	<p>第八條 月報トハ毎月或ハ隔月ニ報道スルモノヲ云フ</p>	<p>第三條 定期報トハ第五條各項中特ニ報道期限ヲ指定スルモノヲ云フ</p>	<p>第3條 定期報トハ通信事件中特ニ報告期限ヲ定メタルモノヲ云フ</p>
--	--	---------------------------------	--	---------------------------------------

		<p>ヒ或ハ水力風力火力牛馬力等ニヨリテ大ニ勞費ヲ節減セルコト</p> <p>十三、農産展覽會ヲ開キ或ハ農産競市場ヲ設ケ農業ノ進歩ヲ鼓舞スル方法ノコト</p> <p>十四、農業ニ關スル著書論說ノコト</p> <p>十五、現時海外輸入品ニ代用スヘキ物産ノ繁殖或ハ新ニ輸出シテ外國需要ノ適否ヲ試ムルコト</p>	<p>第九條 年報トハ一週年間ノ成迹及ヒ將來ノ意見ヲ編製スルモノヲ云フ</p>		
<p>通信以外</p>		<p>第十五條 年報トハ各地方ニ於テ一週年間(歷年度即チ一月ヨリ十二月マテ)ニ經過セル農事進歩ノ景況ト該廳勸農事務ノ成迹及ヒ將來勸獎ノ意見等ヲ加ヘテ編成セル一部完全ノ報告ニシテ月報トハ稍其趣ヲ異ニスルモノナリ</p> <p>第十六條 年報ニハ圖畫或ハ計表類ヲ編入シ務メテ詳密ヲ要スヘシ 但シ其材料ハ多ク臨時報月報中ヨリ抄録スヘキモノトス</p>	<p>第六條 報告ノ事項ハ前條掲ケル如シト雖モ地方ノ情況ニヨリ農事ノ利害ニ關スルモノハ可成之ヲ報道スヘシ</p>		<p>第八條 定期及ヒ臨時報ノ外農商工山林ニ關シ尚ホ報告ヲ要スヘキ事項左ノ如シ</p> <p>一 地方廳ノ調査書協會等ノ規則及ヒ報告書又ハ官民ノ著述編纂翻譯シ但著譯書等ハ可成現本ヲ送致スヘキ目錄及ヒ其要旨ノミヲ報告スルモ妨ケナシ</p> <p>二 有功者ノ事蹟及ヒ履歴等ハ古今ニ拘ハラズ調査報告スヘシ</p> <p>三 改良、發明、試驗ノ成績及ヒ該事業ニ關スル各地方從來ノ習慣、新設ノ方法等ハ可成周密ニ報告スヘシ</p> <p>四 博覽會共進會集談會等ノ開設アルトキハ其開閉期日及ヒ出品談話ノ景</p>

<p>の報告</p>	<p>第十 凡ノ産額ノ増減平年ニ比較シテ大ニ差異アルモノハ必ス其原因ヲ究認セサルヘカラス例ヘハ風雨寒暑水旱霜蟲ノ災或ハ開墾培養種子器具方法ノ改良進歩或ハ貿易會社ノ影響等ニヨリテ其産出ヲ増減伸縮スルノ類宜ク其事由ヲ審カニシテ之ヲ每郡ノ表尾ニ附記スヘシ</p>				<p>況等ヲ報告スヘシ</p>
<p>報告の留意事項</p>	<p>第七 數量ハ穀蠶類ニハ石ヲ用ヒ其他ハ都テ斤(百六拾匁)ヲ用フヘシ 第八 耕地ハ現ニ種物ヲ栽培スル所ノ段別ヲ謂フ 第九 通價ハ一郡中ノ平均ヲ取リ一石一斤ノ價格ヲ擧クヘシ 第十一 凡ソ物産ノ調査ハ一時ニ各種ノ全備ヲ求メテ反テ其實ヲ得サランヨリモ寧ロ下手ノ緩急難易ヲ酌量シテ特ニ全力ヲ有用必益ノ物ニ注キ以テ其詳明確實ヲ要スルニ若カストス故ニ或ハ地方ノ情況ニヨリ産額耕地通價ノ三目中ニ於テ一時其實數ヲ得難キモノハ姑ク其本目ヲ闕略シテ漸次ニ之ヲ補填スヘシ尙シ各目均シク詳カナラサルモノハ亦敢テ臆算セス須ラク他日ヲ待テ之ヲ調査スヘシ</p>			<p>第七條 報文ハ成ルヘク讀ミ易キ文字</p>	<p>第六條 報告ハ可成平易ノ文字ヲ用ヒ又數</p>
		<p>第七則 凡ソ通信ハ務メテ平</p>	<p>第十三條 通信ハ成ルヘク平俗</p>		

<p>易文ヲ用ヒ虚飾夫實ノ弊ナキヲ要ス其得夫利害ニ関スルモノハ尤モ注意スベシ</p> <p>第十四則 各地方言等ノ一般ニ解讀シ難キモノハ傍訓ヲ施シ或ハ分註ヲ加フベシ</p> <p>第十二則 月報中筆力ヲ以テ悉シ難キ物質形状等ハ圖畫或ハ寫眞ヲ添ヘ或ハ雛形見本ヲ以テ本局ニ郵致スベシ但本局ヨリ各地方ニ郵致スルモノニ同シ</p> <p>第十三則 月報中數量其他統計ニ屬スルモノハ成ヘク表ニ收ムベシ</p>	<p>ノ文字ヲ用ヒテ了解シ易カラシメ各地方言等ノ一般ニ解讀シ難キモノハ傍訓ヲ施シ或ハ分註ヲ加フベシ</p> <p>第十二條 通信中文意ニテ悉シ難キ物質形状等ハ圖畫寫眞或ハ雛形見本等ヲ添ヘ數量若クハ比例等ニ係ルモノノ成ルヘク表トナスベシ 但シ地方ニ於テ慣用ノ數量ハ分註ヲ加フベシ</p>	<p>ヲ用ヒ數量歩合等ニ付地方慣用ノ稱呼アルモノ及ヒ方言等ハ解説ヲ加フベシ</p> <p>第六條 凡ソ物質形状等又辭ニ悉シ難キモノハ圖畫寫眞雛形若クハ見本等ヲ添ヘ數量比例歩合等ニ係ルモノハ表ヲ附スベシ</p>	<p>量歩合等ニシテ地方慣用ノ稱呼アルモノ及ヒ方言等ハ解説ヲ加フベシ</p> <p>第五條 報告上物質形状等又辭ニ悉シ難キモノハ圖畫寫眞雛形若クハ見本等ヲ添ヘ數量比例歩合等ニ係ルモノハ表ヲ附スベシ</p>
<p>照会</p>	<p>第八則 本局ニ於テ此月報ヲ檢點シテ事實明瞭ナラサルカ或ハ疑義アリテ之ヲ質問スルトキハ府縣廳ニ於テ速カニ其質問ニ應スベシ</p>	<p>第八條 農務局ニ於テハ各府縣通信ノ要領ヲ編纂シテ報告書トナシ或ハ時々新聞紙ニ登錄シテ一般ニ報道スベシ</p>	<p>第八條 農務局ニ於テハ各府縣通信ノ要領ヲ編纂シテ報告書トナシ或ハ時々新聞紙ニ登錄シテ一般ニ報道スベシ</p>
<p>公表</p>	<p>第十八則 本局報告質問ノ件ハ報告書ニ編入シ或ハ各社新聞紙上本局録事欄内ニ登錄スルコトアルベシ 但シ一二地方ニ限り報告質問スルモノハ此限ニ非ス</p>	<p>第十七條 此規則ハ時宜ニヨリ改正増補スル事アルベシ</p>	<p>第十七條 此規則ハ時宜ニヨリ改正増補スル事アルベシ</p>
<p>改正</p>	<p>第十七則 此通信假規則ハ各地ノ便宜ト農業進歩ノ度ニヨリ漸次改正増補スルコトアルベシ</p>	<p>第十七條 此規則ハ時宜ニヨリ改正増補スル事アルベシ</p>	<p>第十七條 此規則ハ時宜ニヨリ改正増補スル事アルベシ</p>

オケージョナル・ペーパー(既刊一覧)

号	タイトル	刊行年月
95	階層型ニューラルネットワークモデルによる特異地域の抽出	2019.02
96	甲斐国現在人別調の生国データによる移動分析再論	2019.03
97	明治12年甲斐国現在人別調の職業データによる地域分析	2019.03
98	最近隣マッチングによるヴァーチャルな世帯の合成 —夫婦のみ共働き世帯のケース—	2019.04
99	甲斐国現在人別調の職業分類とわが国における職業分類の展開 —職分表から昭和30年国勢調査の職業分類まで—	2019.05
100	第1回国勢調査が記録した社会移動 —生涯移動から見た転入移動圏の特徴を中心に—	2019.09
101	第1回国勢調査の出生地データによる県間生涯移動分析	2019.08
102	わが国の1980年代後半期以降の社会移動に関する一考察 —純移動選好度の人口加重平均値による地域の転入・ 転出超過状況の評価—	2019.09
103	QGISによる西武国分寺線沿線の産業構造分析Ⅱ	2020.02
104	明治2年駿河国人別調における静態把握と動態把握	2020.02
105	地域勘定における一般政府勘定について	2020.04
106	駿河国人別調と甲斐国現在人別調における人口の静態把握 —家別表の調査項目の比較を中心に—	2020.05
107	地租改正にとまなう土地評価の改定: 東京府日本橋区・京橋区の事例	2020.05
108	駿河国人別調と甲斐国人員運動調における動態把握 —わが国における人口動態統計前史(1)—	2020.05
109	甲斐国人員運動調について —わが国における人口動態統計前史(2)—	2020.06
110	明治4年「一般戸籍の法」における人口の社会動態の把握	2020.06
111	明治前期の戸籍法制と社会移動の統計的把握 —明治4年「戸籍の法」による社会移動把握の制度改定を中心に—	2020.07
112	甲斐国現在人別調における人口概念	2020.07
113	明治初期における物産調査の展開 —明治16年農商務通信規則成立前史—	2020.09
114	明治16年農商務通信規則について	2020.09
115	明治16年農商務通信規則による工業通信事項と附録様式	2020.09
116	東京湾岸地域の人口増加と郵便局の考察	2021.01

オケージョナル・ペーパー No.117

2021年2月20日

発行所 法政大学日本統計研究所

〒194-0298 東京都町田市相原4342

Tel 042-783-2325、2326

Fax 042-783-2332

jsri@adm.hosei.ac.jp

発行人 菅 幹雄

再生紙使用

